

観観資第344号
平成30年1月4日
一部改正 観参第304号
令和元年7月1日
一部改正 観国観第52号
令和6年6月27日

各地方運輸局観光部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿
登録研修機関の長 殿

観光庁国際観光部国際観光課長

通訳案内研修を行う登録研修機関の申請手続等について

平成30年1月4日より「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」（平成29年法律第50号）が施行されたことにより、改正通訳案内士法第35条に基づく登録研修機関の登録手続等について、別添のとおり「通訳案内研修を行う登録研修機関の申請手続等について」を定めたので、その旨了知されたい。

(別添)

通訳案内研修を行う登録研修機関の申請手続等について

〔凡例〕

法	通訳案内士法（昭和24年法律第210号）
規則	通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号）
基準告示	通訳案内士法施行規則第28条第3号、第4号及び第6号の観光庁長官が定める通訳案内の研修に係る内容及び方法等の基準（平成30年観光庁告示第1号）

第一 登録

（法第30条、第35条及び第37条、規則第26条関係）

1. 登録申請

- （1）規則第26条第1項第2号の研修業務を行おうとする事務所とは、研修業務の本拠となる事務所をいい、申請者の住所、登記簿上の会社の本店、団体の本部等の所在地と必ずしも一致する必要はない。
- （2）申請書は別紙様式とする。

2. 添付書類

- （1）規則第26条第2項第3号の書類は、次のとおりとする。
 - イ) 実施を予定している研修時間等の研修の内容、日程、受講者数の見込み等を記載した書類
 - ロ) 各講師の履歴書及び就任同意書
 - ハ) 各講師が法別表の下欄に掲げる要件を満たす者であることを証する書類
- （2）規則第26条第2項第5号の書類は、申請者が法第36条第1号及び第2号のいずれにも該当しない旨の申請者の宣誓書（申請者が法人である場合にあっては、研修業務を行う役員の宣誓書）とする。

3. 標準処理期間

法第35条の申請の標準処理期間は2ヶ月とする。なお、標準処理期間の算定にあたっては、書類不備等により申請書類を補正するために要する期間等は含まないこととする。また、申請の審査に当たっては、必要に応じて観光庁においてヒアリング等を実施する。

4. 登録免許税の納付

登録研修機関として登録を受けた者は、速やかに登録免許税を税務署に納付するとともに、納付に係る領収書を観光庁に届け出ること。

第二 登録の更新

（法第38条関係）

1. 登録の更新の申請

新規登録に準じる。

2. 添付書類

新規登録に準じる。

3. 申請期日

登録の更新の申請の標準処理期間については、新規登録に準ずることとし、登録の有効期間満了日までに更新が受けられるよう、当該日の2月前までに申請すること。

第三 登録事項の変更の届出

(法第40条、規則第29条関係)

1. 申請者に係る変更

- (1) 個人が登録を受けている場合に、他の個人に研修業務を譲渡する場合は、変更手続によらず、譲受人が新規に登録を受ける必要がある。
- (2) 個人が登録を受けている登録研修機関が、法人を設立し、研修業務の実施主体を当該法人に改める場合は、変更手続によらず、登録を申請し直す必要がある。
- (3) 法人の組織変更については、次に掲げる場合を除き、変更手続によらず、登録を申請し直す必要がある。
 - イ) 株式会社と合名、合資又は合同会社との間の組織の変更
 - ロ) 合名会社、合資会社又は合同会社との間の種類の変更
 - ハ) その他法律に基づく組織の変更のうち、登録を申請し直す必要がないものと認められるもの
- (4) 市町村の合併、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）の規定による住居表示の実施等により、住所又は所在地の名称が変更された場合には、法第40条の規定は適用がないので、変更手続を行うことを要しない。

2. 添付書類

規則第29条の届出書には、第一の2. に準ずる書類を添付するものとする。

第四 研修業務規程の届出

(法第41条、規則第30条関係)

法第41条第1項の規定により、研修業務規程は、研修業務の開始前に観光庁長官に届け出なければならないこととされているので、遅くとも規則第28条第7号の規定による第1回目の公示を行う前までに、届け出る必要がある。

第五 研修業務

(規則第28条、基準告示関係)

研修業務の実施に当たっては、規則第28条及び基準告示の他、以下の事項に基づき実施しなければならない。

1. 研修業務の実施

- (1) 研修業務の実施については、通訳案内業務に関する状況の変化を勘案し、講

義内容の見直し等必要な措置を講じ、通訳案内研修の水準の維持向上を図るよう努めること。

- (2) 登録研修機関は、講師の能力の維持向上に努めるとともに、定期的に講師の能力に関し、確認すること。

2. 受講資格

規則第28条第1項に規定する「通訳案内を行うことを業とする者」は、次のいずれかに該当する者とする。

- イ) 現に全国通訳案内士又は地域通訳案内士の登録を受けている者
- ロ) イ)に掲げる登録を有さず通訳案内業務を行っている者
- ハ) イ)又はハ)に掲げる者となることが予定されている者であって、登録研修機関が適当と認める者

3. 修了試験

修了試験については、基準告示4の一のとおり、全国通訳案内士に対して行うこと。また、不正な行為を防止するため、同一内容の修了試験を連続して繰り返し使用しないこととし、かつ、外部に漏えいすることがないように管理を徹底するとともに、通訳案内業務に関する状況の変化及び通訳案内業務に係る法令の改正等に応じて最新の情報を反映するよう、随時、修了試験の内容の見直しを行うこと。

4. 修了証明書

修了証明書は、全国通訳案内士に対してのみ交付すること。なお、修了証明書の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により研修を修了したことが判明したときは、当該者に係る研修の修了を取り消し、修了証明書の返納を命ずること。

5. 通訳案内研修に関する公示

- (1) 規則第28条第7号の公示は、官報に掲載することは要しないが、当該登録研修機関の関係者等限定された者のみが知り得る方法にはよらないこと。
- (2) 公示した事項に変更があった場合は、その変更があった事項に関し速やかに公示すること。

第六 業務の休廃止

(法第42条及び第50条、規則第31条及び第35条関係)

通訳案内研修業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合は、観光庁長官に研修業務を引き継ぐ場合もあることから、十分な時間的余裕を持って届け出ること。

なお、休廃止する場合は、可能な限り、修了証明書の再交付事務を、必要となる帳簿及び書類とともに、他の登録研修機関に引き継ぐよう努めること。

第七 財務諸表等の閲覧

(法第43条、規則第32条及び第33条関係)

法第43条第2項第2号及び第4号の請求に必要な費用について、あらかじめ実費を勘案した金額を定めておくこと。

第八 帳簿の記載事項

(法第47条、規則第34条関係)

規則第34条第1項第3号の事項は、修了証明書を交付した者の氏名、住所、登録番号、生年月日、研修修了年月日、修了番号及び修了証明書の交付年月日又は再交付年月日を含むものとする。

第九 研修実施報告

(法第48条関係)

1. 研修実施報告

登録研修機関は、自らが実施した通訳案内研修の実施状況に関し、当該研修の実施後、速やかに次に掲げる事項を記載した報告書を観光庁国際観光部国際観光課に提出すること。

イ) 通訳案内研修の実施年月日

ロ) 修了証明書交付者の氏名、生年月日、登録番号及び住所

2. 年間実績報告

登録研修機関は、前年度の通訳案内研修の実施状況に関し、当該年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を観光庁国際観光部国際観光課に提出すること。

イ) 通訳案内研修の実施場所

ロ) 通訳案内研修の実施回数

ハ) 通訳案内研修の受講申込者数

ニ) 通訳案内研修の受講者数

ホ) 通訳案内研修の修了者数

第十 その他

登録研修機関が行う研修には、基準告示に基づく研修（法定研修）と併せて、法定研修の補完となる研修や初任者研修において真に必要となる業務の実施に関する研修等、登録研修機関が独自に行う自主的な研修（自主研修）を行うことも可能とする。この場合、観光庁としても全国通訳案内士に対して自主研修の受講を推奨することとしている。そこで、第一の登録申請時において、申請者が法定研修の他に自主研修の実施を予定している場合には、上記に掲げる申請事項の他に、自主研修の内容や方法等を記載した資料を提出されたい。

なお、観光庁においては、提出資料に基づき検討を行った上で、全国通訳案内士が受講すべき自主研修の推奨を行っていくこととする。

附 則（平成30年1月4日観観資第344号）

本通達は、平成30年1月4日から施行する。

附 則（令和元年7月1日観参第304号）

本通達は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和6年6月27日観国観第52号）

この通達による改正後の通訳案内研修を行う登録研修機関の申請手続等についての規定は、令和6年4月1日より適用するものとする。

新 規 登 録 登 録 更 新		申 請 書	
受 付 印		経 由 印	
登 録 番 号	登録研修機関 第 号		
ふ り が な 氏 名 (法人にあつては、その名称)			
ふ り が な 代 表 者 の 氏 名 (法人の場合)			
ふ り が な 住 所 (法人にあつては、 その所在地)			
ふ り が な 研 修 業 務 を 行 う 事 務 所 の 名 称			
ふ り が な 研 修 業 務 を 行 う 事 務 所 の 所 在 地			
研 修 業 務 を 開 始 す る 年 月 日			
観光庁長官 殿 第 3 5 条 通 訊 案 内 土 法 第 3 8 条		年 月 日 新規登録 の規定による 登録更新 の申請をします。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。 申請者の氏名又は名称	
		印	

注 1 登録番号の記載は登録更新の申請の場合に限る。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。